

令和 2 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会の運営について	1
1. 議席の一部変更について	9
1. その他	10

令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水曜日)

議会運営委員会会議録

令和2年11月18日 水曜日

午前10時00分開議

午前10時38分閉議（実時間38分）

○本日の会議に付した案件

1. 12月定例会の運営について

- (1) 付議案件
- (2) 市長追加提出予定案件
- (3) 会期の決定
- (4) マスク着用について
- (5) 傍聴者の取扱いについて
- (6) その他

1. 議席の一部変更について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋安徳君
副委員長 橋本幸一君
委員 大倉裕一君
委員 金子昌平君
委員 亀田英雄君
委員 田方芳信君
委員 高山正夫君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
議長 中村和美君

※欠席委員 増田一喜君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長 丸山智子君
財務部長 佐藤圭太君
議会事務局長 岩崎和也君

○記録担当書記 島田義信君

馬淵宗徳君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎12月定例会の運営について

○委員長（福嶋安徳君） まず、1、12月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）委員長報告11件について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、岩崎です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、（イ）委員長報告11件につきましての御説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（岩崎和也君） 当案件につきましては、令和元年度八代市一般会計及び特別会計歳入歳出決算11件でございます。

本件につきましては、さきの9月定例会で4常任委員会に付託審査されておりましたが、去る10月1日までに決算議案11件の審査が終了した旨、各委員会委員長から審査報告書が参っておりますので、この審査の経過及び結果について、開会日に委員長報告の後、質疑、討論、採決が行われることとなります。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、次に、（ロ）市長提出案件26件について説明を求め

ます。

○総務企画部長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部、丸山です。よろしくお願いたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（丸山智子君） 配付しております1枚物の令和2年12月定例会提出予定議案の一覧表を御覧ください。

今回の12月定例会の開会日に提出を予定しております議案は予算議案13件、事件議案3件、条例議案10件でございます。

まず、予算議案13件及び事件議案のうち議案第123号の補正予算の専決処分に係る1件につきまして、佐藤財務部長より御説明いたします。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。よろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○財務部長（佐藤圭太君） 予算議案の13件は、議案第110号から議案第122号まででございます。議案第110号と114号は、令和2年度一般会計の補正予算、議案第111号と112号及び議案第115号から119号までは後期高齢者医療や介護保険など7件の特別会計の補正予算、議案第113号と議案第120号から122号までは下水道事業、水道事業など4件の企業会計の補正予算でございます。

まず、議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号から議案第113号・下水道事業会計補正予算・1号までは、人件費の補正でございます。

内容は、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定につきまして、月例給について改定は行わ

ず、期末手当に関して引下げ実施としております。期末手当の引下げについては、平成22年以来10年ぶりの引下げとなっており、今回の改定では、年間支給月数の4.5月から4.45月へと0.05月引き下げるものでございます。

そのほか、今回の人件費補正に係る給与改定以外の増減の要因といたしまして、人事異動に伴う職員数の変動や会計・費目間での異動の影響、退職者や育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

補正額でございますが、まず、一般会計補正予算・第11号といたしまして、1億3500万円、次に、特別会計では、後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号といたしまして、155万5000円、介護保険特別会計補正予算・第3号といたしまして、186万4000円、企業会計では、下水道事業会計補正予算・第1号といたしまして、928万8000円、それぞれ追加いたしております。

続きまして、議案第114号・一般会計補正予算・第12号の補正額は8億6500万円を予定いたしております。

その内訳は、令和2年7月豪雨災害の関連事業で約5億942万円、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として約3829万円、通常補正対応分として約3億1729万円でございます。

まず、令和2年7月豪雨関連事業の約5億942万のうち、公共施設災害復旧事業の約4億3222万円は、林道坂本山江線など15路線の林道施設災害復旧事業や、農業施設災害復旧事業では、農地・農業用施設の復旧経費を追加するもので、今回、二見町、二見川及び坂本町百済来下地区、板持川の橋梁災害の測量設計委託経費でございます。

次に、道路橋梁施設災害復旧事業では、市道

鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線の2路線について、国土交通省直轄事業に係る地方負担分33.3%にかかる経費を補正するものでございます。

また、商工施設災害復旧事業では、広域交流センターさかもと館の一部を仮復旧して、営業を再開するための施設整備経費等でございます。

次に、消防団整備事業では、豪雨災害で流出しました坂本方面隊の消防資機材や装備品の整備にかかる経費として3744万円を予定いたしております。

次に、並行在来線経営分離対策事業では、豪雨災害により被害を受けました肥薩おれんじ鉄道に対し、本格復旧と経営の安定化を図るために必要な経費の補助として約1750万円を予定いたしております。

また、県の球磨川流域復興基金交付金事業を活用しまして、7月豪雨により住宅が被災したことにより、応急仮設住宅などでも居住を余儀なくされた被災者が、自宅または民間賃貸住宅、公営住宅等に恒久的な住宅として入居する際の初期費用を助成する経費のほか、被災者見守り対策事業として、同基金を活用しまして、建設型や賃貸型の応急仮設住宅に入居する65歳以上の独居高齢者世帯及び要配慮世帯に対し、安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システムを設置し、見守り体制の強化を図る経費などで約956万円を予定いたしております。

そのほか、生活確保維持事業の約634万円は、7月豪雨により産交バス等の公共交通が運休している坂本地区の生活移動を支援するための経費でございまして、来年1月から3月までの委託経費でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業といたしまして、約3829万円を予定いたしております。これは、売上げが減少した農林

漁業者への事業の継続を図るための支援金で、本年6月の補正予算において予算化を行いました。当初の見込みより申請件数が増加したため、不足する250件分を追加するもののほか、市有施設のハーモニーホール及びサンライフ八代において、新型コロナウイルス感染症の影響により休館を行った結果、当初の見込みより収支が悪化していることから、指定管理者へ支払う赤字分の補填経費でございます。

続きまして、通常の補正対応分、約3億1729万円を予定いたしております。そのうち、補助事業が約2億1564万円で、主な内容は、強い農業づくり支援事業として、国の国産農畜産物供給力強靱化対策事業交付金を活用しまして、新型コロナウイルスにより顕在化した新たな需要に対応するため、継続的、安定的な供給に必要な施設整備等に要する経費の一部を補助するもので、事業者が実施します。レタス、キャベツなどの露地野菜集出荷貯蔵施設の整備に対し、約1億8425万円を補助するもののほか、攻めの園芸生産対策事業の700万円は、今回、JAやつしろ総合青果物センターアスパラ機械利用組合が導入します計量器、結束機、コンプレッサーの購入経費の一部を補助するものなどでございます。

次に、単独事業が約1億165万円で、主な内容は、後期高齢者医療広域連合負担金事業におきまして、令和元年度の後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の確定に伴いまして、今回不足が生じたことから、追加納付する約6943万円や、議会運営事務事業において、各常任委員会及び議会運営委員会の管外行政視察を市議会として自粛されたことに伴う旅費の減額320万円などでございます。減額分は、市で実施しております新型コロナウイルス感染症対策に活用いたしております。

そのほか、債務負担行為の設定ですが、坂本町の復旧復興に関するものとして、坂本町仮設

店舗賃貸借経費 3 億 6 0 0 0 万円を設定するものでございます。これは、国の中小企業基盤整備機構からの仮施設整備支援事業と、県の琢磨川流域復興基金交付金事業を活用しまして、7 月豪雨により被災した坂本町における早期の事業活動再開を希望する中小企業等が入居する店舗、事業所などの集合型仮施設を、道の駅さかもとの敷地内に整備する経費及び有料指定袋作成経費など、新年度に係る契約等に必要となる 2 8 件について、債務負担行為の設定を行っております。また、堆積土砂排除事業など、年度内の事業完了が不可能となり、繰越しを行うものや、国の災害査定が 1 1 月から 1 2 月下旬まで続き、発注が年明けとなることなどにより、2 1 の事業について繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第 1 1 5 号の国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号では、約 1 0 6 万円を計上いたしております。

平成 3 0 年度に県に納付した国民健康保険事業納付金の精算に伴い、追加する経費を補正するものです。また、新年度に係る契約等に必要となる債務負担行為として、レセプトの点検や整理などの業務委託経費について設定するもののほか、繰越明許費では、特定保健指導事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で 4 月から 5 月に実施予定の特定健診が休止となり、1 2 月まで延期して実施することで、特定健診受診後の特定保健指導についても延期となり、年度内完了が困難となったため設定するものでございます。

次に、議案第 1 1 6 号の後期高齢者医療特別会計補正予算・第 2 号の 4 6 万円は、平成 3 0 年度税制改正に伴う令和 3 年度以後の後期高齢者医療保険料算定に係る軽減措置判定基準の見直しなど、制度改正に対応するためのシステム改修に要する経費を補正するものでございます。

次の議案第 1 1 7 号・介護保険特別会計補正予算・第 4 号では、約 2 億 3 2 8 万円を計上いたしております。

令和元年度の介護給付費及び地域支援事業の確定及び平成 2 8 年度から 3 0 年度の地域支援事業費の再確定に伴い、国や県等からの負担金、交付金などが超過交付となったため、返還を行うもののほか、平成 3 0 年度税制改正に伴う令和 3 年度以後の介護保険料算定に係る所得段階判定基準の改正や、要介護認定の見直しなど、制度改正に対応するためのシステム改修に要する経費を補正するものでございます。

次に、議案第 1 1 8 号・ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第 2 号の約 4 5 5 万円は、令和 2 年 7 月豪雨により被災しました坂本地区の各世帯・事業者のケーブルテレビの利用料を免除したことに伴い、その補償に要する経費を補正するものでございます。

次の議案第 1 1 9 号・診療所特別会計補正予算・第 1 号では、新年度に係る契約等に必要となる債務負担行為として、レセプトの点検や整理の業務委託経費について設定するものでございます。

続きまして、企業会計でございます。

まず、議案第 1 2 0 号・水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 1 2 1 号・簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）では、新年度に係る契約等に必要となる債務負担行為として、水質検査の業務委託経費について設定するものでございます。

最後に、議案第 1 2 2 号・下水道事業会計補正予算（第 2 号）では、同じく新年度に係る契約等に必要となる債務負担行為として、八代、千丁、鏡処理区の公共ます設置工事のほか、水質分析業務委託経費について設定するものでございます。

以上が、1 2 月定例会の開会日に提出予定の予算議案 1 3 件でございます。

次に、事件議案のうち予算に関するもの、議案第123号の予算の専決処分について説明いたします。

議案第123号・令和2年度一般会計補正予算・第10号の補正額は9億8000万円でございます。

内容は、緊急に予算対応が必要となった令和2年7月豪雨災害の復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症対策に係るものなどでございます。

まず、令和2年7月豪雨災害関連では、1億240万円を計上いたしております。これは、豪雨災害により被災され、住家に一部損壊以上の被害を受けた世帯や、長期にわたり避難せざるを得ない世帯等に対し、市独自の取組として、1世帯当たり10万円を支給する災害見舞金5000万円や、被害を受けた農業用施設や機械などの再建を支援するため、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の被災農業者支援型の適用が決定されたことに伴い、国からの5割補助に加え、県と市においても、それぞれ2割の上乗せ補助を行うことで、被災された農業者の復興を後押しする経費2714万円のほか、豪雨災害により被災された世帯に対して、生活支援相談員による見守りや巡回訪問などによる相談支援を行うことで、被災者の早期の生活再建と自立を図る八代市地域支え合いセンターを運営する経費1887万円などでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業では、2億8760万円を計上いたしております。本年9月末まで行っておりました、市内の店舗や学習塾、スポーツクラブなどにおける感染防止対策の費用の一部を補助する八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金を、10月より支援内容を拡充して引き続き実施する経費として2億7000万円や、安心なまちやつしろプロジェクトの取組と連携し、市

内の飲食店や宿泊施設、小売業などの店舗に対し、感染予防の対策や補助金制度などを案内するアドバイザーを育成する経費1760万円でございます。

そのほか、ふるさと納税関連事業の5億9000万円は、ふるさと納税の寄附金額が当初の予定を大きく上回ったため、歳入の寄附金に6億4000万円を計上し、今回、豪雨災害見舞金支給事業に充当した5000万円を差し引きしました5億9000万円のうち、寄附金額に連動して発生します返礼品などの経費に3億円を計上し、残りの2億9000万円を基金へ積み立てるものがございます。

以上が、令和2年10月2日に専決しました補正予算の概要でございます。

財務部からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○総務企画部長（丸山智子君） 続きまして、残りの事件議案件2件と条例議案10件について説明いたします。

議案第124号の契約の締結については、八代市新庁舎建設電気附帯工事について、契約金額2億4640万円で、ユーテックス・上田電気商会・八光電業建設工事共同企業体と契約を締結しようというものです。

議案第125号の指定管理者の指定については、八代市立希望の里たいようについて、指定管理者となる団体を、社会福祉法人八代市社会福祉事業団とし、指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようというものです。

続いて、条例議案10件です。

議案第126号から128号までの3本の条例改正につきましては、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、市長等及び一般職の職員等の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものです。

議案第129号・八代市職員のサービスの宣誓に

関する条例の一部改正については、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、実態に即した方法により行うことができるよう改正するものです。

議案第130号・八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正については、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合の見直しが行われたことに伴い、地方税に準じて地方自治法に基づき徴収する分担金や使用料など、公法上の市税外収入金に係る延滞金の割合について、所要の改正を行うものでございまして、次の第131号及び132号につきましても同様に、下水道事業に係る受益者負担金に係る延滞金の割合及び介護保険料に係る延滞金の割合について所要の改正を行うものです。

議案第133号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、改正を行うものです。

議案第134号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、議案第130号と同様の理由により、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合について、所要の改正を行うものです。

議案第135号・八代市企業立地促進に関する固定資産税の課税免除を定める条例の一部改正については、関係する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うもので、内容の変更はございません。

以上が、12月定例会の開会日に提出予定の議案26件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） 以上、説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 確認なんですけど、何年かぶりに人件費が、期末手当引下げということ

で、0.05か月ということは何ったんですが、ちょっと聞き逃した部分かと思いますが、この影響額というのは幾らなのか。平均幾らぐらい。0.05か月分と言われても、ちょっと分かりにくかもんですけど、平均幾らぐらいという数字ば出してあげれば、その辺まで教えていただければと思います。

○財務部長（佐藤圭太君） 総額でということでもよろしければ。給与改定分だけで、一般会計で5000万の減額となる見込みです。（委員亀田英雄君「5000万ですか」と呼ぶ）5000万です、はい。

○委員長（福嶋安徳君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 何人で割ればよかかな。1人ずつ平均でくったいな。何年かぶりするあれ（聴取不能）ですが、1000人で割ればよかですかね。（財務部長佐藤圭太君「大体1000人で、はい」と呼ぶ）分かりました。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、次に、
（ハ）先議案件はありませんか。

○総務企画部長（丸山智子君） 今回は、議案第110号から113号までの予算議案及び議案第126号から128号までの条例議案について、開会日における先議をお願いする予定でございまして。

これらは、いずれも人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる内容のものでございまして、期末手当の基準日である12月1日までに議会の議決が必要であることから、先議による審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） よろしゅうございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは次に、
（二）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） 着座のまま失礼いたします。

それでは、（二）請願・陳情について御説明申し上げます。

現在までに受理いたしました請願・陳情はございません。

なお、委員会への参考送付分等といたしまして、協議事項レジュメに記載のとおり、八代地域木材需要拡大推進協議会から、県産材需要拡大一斉行動に伴う要望について、八代森林組合から、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進等の要望についての2件を受理いたしましたので、お手元に内容のコピーを配付いたしております。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、次に、
（2）市長追加提出予定議案3件について説明を求めます。

○総務企画部長（丸山智子君） 追加提出予定の議案でございますが、閉会日に人事議案3件の提案を予定しております。

議案第136号から138号までの人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員任期3年のうち、1人に欠員があり、及び2人が令和3年3月31日に任期満了となることから、法務大臣に委員候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上が追加予定の議案でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） ただいま説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、次に、
（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務企画部長（丸山智子君） 招集日についてでございますが、11月30日月曜日午前10時からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、会期について協議いたします。

会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。

ここで議長より諮問事項がございますので。

○議長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、本日開催されました各派代表者会において、質疑・一般質問の取扱いについては、通常どおりとすると協議がなされております。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） ただいまの議長からの諮問事項を踏まえ、会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。（「委員長腹案をお願いたします」と呼ぶ者あり）

委員長腹案。

それでは、委員長腹案を事務局に配付いたさせます。

（書記、資料配付）

○委員長（福嶋安徳君） 届きましたですか。

それでは、念のため、事務局より説明いたさせます。

○議会事務局議事調査係長（島田義信君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、令和2年12月定例会会期日程委員長腹案のほうを、ただいまお配りさせていただきました。案に基づきまして説明させていただきます。

説明につきましては、着座にて行わせていた

できます。失礼いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○議会事務局議事調査係長（島田義信君） 先ほど、招集日が11月30日月曜日ということで御決定いただきましたので、11月30日月曜日午前10時、本会議開会となります。翌1日火曜日、質疑・一般質問の締切りが午前10時まででございます。翌週8日火曜日から11日金曜日までが質疑・一般質問。翌12月14日月曜日が常任委員会でございます、午前10時から文教福祉委員会、建設環境委員会をそれぞれ同時に開会でございます。15日火曜日、こちらと同じく常任委員会が10時から開会でございます、経済企業委員会、総務委員会が同時刻に開会となります。最終日でございますが、12月18日金曜日10時本会議ということで、会期は19日間でございます。

なお、会期中、下記に記載がございますが、議会運営委員会、全員協議会、各派代表者会の日程も記載しておりますので御説明させていただきます。

まず、11月30日開会日月曜日でございますが、9時から議会運営委員会、9時30分から全員協議会。8日火曜日本会議終了後、各派代表者会。10日木曜日本会議終了後、議会運営委員会。12月18日金曜日は9時から議会運営委員会、9時30分から全員協議会ということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、それぞれ御意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 通常どおりというお話で委員長腹案をつくられたということでしょうけど、通常どおりであれば、一般質問の予備日というのを設けられるというふうに思っております。考え方としてです、8日から11日の間に全部押し込んでしまうと。だけ、5人も6人も1日にしてしまうという考え方でよか

っですかね。これば見たときに。もし多ければですよ。

○委員長（福嶋安徳君） 多いときはですね。

（委員亀田英雄君「4日間ですってしまうという話ですよ」と呼ぶ）はい。（委員亀田英雄君「理解しました」と呼ぶ）多いときは、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、なければ、会期についてお諮りいたします。

12月定例会の会期は、11月30日から12月18日までの19日間、質疑・一般質問については、12月8日から12月11日の4日間、委員会については、12月14日から12月15日までの2日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）マスクの着用についてでございますが、本件については、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、8月31日の議会運営委員会において、9月定例会は会議中、議員及び執行部が発言時も含め、常時フェースシールドを着用することとし、長時間にわたり体調不良となる場合は、マスクの着用も認めると決定されたところでございます。

このようなことから、今回の12月定例会におきましても、同様の取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（5）傍聴者の取扱いについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、9月定例会においては、県のリスクレベルも引き上げられていたこともあり、一般傍聴者

については御遠慮いただき、また、報道関係者についても別室にてモニターによる視聴を推奨するとされておりました。

そこで、今回の12月定例会においては、いかがいたしましょうか。

ここで、議長より諮問事項がございます。

○議長（中村和美君） 本日開催されました各派代表者会において、傍聴者の取扱いについては、一般傍聴者については御遠慮いただくこととするとの協議がなされております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ただいまの議長からの諮問事項を踏まえ、傍聴者の取扱いについては、一般傍聴者については自粛することとする。報道関係者については、別室にてモニターによる視聴を推奨するということがございます。そういうことでよろしいでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 先ほど代表者会議での協議をした中でですね、了としたわけでありますので、例えば前回の議会で、議運でですね、記者の、傍聴する記者については記者席を設営をしとる説明があったんですね。ですから、今回についても、前回同様というような対応をしていったらどうかと思いますけどね。せっかく設営してあるからですね。

○委員長（福嶋安徳君） そうですね。今、山本委員から言われましたように、お互いそういったところを尊重してということでもよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（6）その他の（イ）部課長紹介についてでございますが、本件については、通常、6月定例会開会日において、開会に先立ち、執行部より、異動があった部課長紹介を実施しているところでございますが、しかし、新型コロナ

ウイルス感染症流行を踏まえ、今年度に限っては書面による紹介とすることと決定されました。

なお、対面による部課長紹介については、今後の状況に応じて実施を検討するとのことでしたが、現状を踏まえ、中止することとするという取扱いに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 異議なしと認め、そのように決しました。

執行部におかれましては、ここで退室をお願いいたします。

（執行部 退席）

◎議席の一部変更について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、次に、2、議席の一部変更について報告を求めます。

○議会事務局長（岩崎和也君） 着座のまま失礼いたします。

それでは、議席の取扱いについて御説明申し上げます。

この件につきましては、9月15日の議長選挙において変更が生じたことから、さきの各派代表者会で、先例に基づきまして、その点の取扱いが協議されたところでございます。その結果、お手元に配付しております資料のとおりとされました。つきましては、本日の議会運営委員会においてお決めいただければ、12月定例会の開会日に議席の一部変更を議題に供し、その変更を行わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、お諮りいたします。

議席の一部変更について、お手元に配付しております案のとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議がなければ、御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他

○委員長（福嶋安徳君） 次に、3、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ほかに、もうございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時38分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年11月18日

議会運営委員会

委員長